京都市文化芸術振興条例(仮称)に盛り込むべき事項について

提 言

平成17年11月28日

京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会

#### 提言にあたって

文化芸術は京都の宝,京都市民の心の財産です。京都の先人たちは, 1200年余の歴史を刻み,美しい自然に包まれて,かけがえのない文化を生 み芸術を育んできました。その洗練された文化芸術は日本人の美意識の結晶に ほかなりません。世界にまたとない人類共有の遺産です。

人間の生存にとって,文化芸術は自由のシンボル,そして地球上の平和の証しです。21世紀は,地域を越え,宗教や人種・民族をつなぐ新しい自由と真の平和を求めています。文化芸術の交流は人びとの出会いを演出します。人びとに生きる喜びを促し,感動を分かち合う働きをもっています。

かつて明治以来,京都は逸早く日本の文化首都を標榜して,文化芸術の振興 を都市再生の重要な視座に据えてきました。

いわば先進的な文化都市を自負する京都が, すでに世界の諸都市にさきがけて, 互いに異なった歴史と文化の伝統を認め合いながら, 「世界文化自由都市宣言」(1978年)を呼びかけたのも, 京都の古い文化遺産に対する誇りと, 上述のような文化芸術の本質を認識するとともにその働きに対する深い洞察からでありました。

さらに続いてこの「宣言」が掲げる理想の実現に向け,京都市芸術文化振興計画(1996年)を策定し,加えて同推進プログラム(2003年)の施行に踏み切りました。また,具体的な芸術・文化祭典の催しや各種の文化施設の整備,奨励制度などの充実にも次々と取り組んでいます。

あらためて今,京都市文化芸術振興条例(仮称)を検討するに当たって,策 定協議会は何よりも「市民とともに」を第一義とし,広く市民の声を集め,意 志の反映を心掛けました。 一般に条例は規制的な面を伴いがちでありますが,本条例は,市民ひとりひとりの自発的な取り組みを求めようとするものです。

この提言には,次の四つの市民的使命と抱負,そして願望が込められています。

- (1)市民参加を前提とした文化芸術の新しい京都像の構築。そして心と生活の日本的アイデンティティの再認識
- (2) 日常的に共有する恵まれた文化環境の享受と保全
- (3) 伝統が秘める革新的原動力の活用と都市の発展
- (4)世界的視野に立つ文化芸術の創造の持続と国際交流への貢献

これらの目標に京都市の総力を上げ,京都市民の叡智と感性を結集して,将 来にわたって必ずやその達成を期したいと考えます。

今回の提言はいうまでもなく,これまで京都市が実施してきた文化芸術の振興に関する多くの施策を総括し,あわせて京都が文化芸術都市として日本の財産,世界の宝でありつづけるための使命と諸課題を踏まえて,一貫性のある理念的指針を確立するとともに,具体的な市民の期待に応える諸施策を重点的に掲げています。この提言を踏まえた条例を拠り所にして,市民全員が手を取り合い,豊かな物心両面の個々の生活や公共的な場での活力の横溢,相互の連帯が図られるとともに,文化芸術を中核とした都市づくりが推進されることを念じます。ここに文化芸術都市京都の創生を実現し,輝く未来へ飛躍することを心から願ってやみません。

# 目 次

1	名称	•••	1
2	前文		1
3	目的		2
4	基本理念		2
5	市及び市民の責務		3
6	財政上の措置等		3
7	具体的な施策について		3
8	推進方法について		6
	京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会名簿	笋	7

#### 1 名称

京都文化芸術都市創生条例

#### 2 前文

1200年以上にわたる長い歴史のなかで,京都の先人たちは文化の多様な要素を重層的に蓄積するとともに,つねに外からの刺激を受容し自ら咀嚼して,たえず新しいものを生みだすための創意・工夫の姿勢を保ちつづけてきた。この姿勢はとりわけ近代以降の都市で成長した産業や大学との結びつきをとおして,今日に至るまで受け継がれている。

京都ではまた,自然の風景が社寺をはじめとする建築物や町並みなどと溶けあった,他には見ることのできない独自の都市景観を背景にして,外部との自由かつ持続的な交流の場となると同時に,内部では市民がさまざまな文化芸術になじみ親しんで豊かなくらしを展開するという,日本のみならず世界に対しても誇れる都市が形成されている。

このような京都が21世紀を迎えた現在において必要としているのが,まったくの無からの育成や振興ではないことは言うまでもない。むしろ重要なのはすでに存在する優れた文化芸術の発展的な継承と,これをふまえた新たな創造活動をめざすとともに,文化芸術を生活の中に根付かせ,市民に大きな生きる喜びをもたらし,地域社会を活気づけることのできる都市を実現することである。

そのために,京都が世界の中でも格別の位置を占める都市であることをここで改めて認識し,その認識を自発的で多様な,しかし明確な言葉と行動によって,世界に対して伝え,また未来の世代に向けて示し,京都を一層の拡がりと深さをもつ文化芸術都市として創生することが,市および市民の責務である。それこそが「京都文化芸術都市創生条例」を制定するゆえんにほかならない。

#### 3 目的

この条例は、京都が文化芸術都市であるための基本理念を明らかにするとともに、市と市民の責務、文化芸術に関する施策等の基本となる事項を定め、文化芸術都市京都の創生を図ることを目的とする。

#### 4 基本理念

#### (1)日常生活における文化芸術の定着

文化や芸術が広く日常生活のなかに息づくために,市民が文化芸術を享受できる機会を一層拡大させるとともに,さまざまな水準での教育や芸術家と市民の交流をとおして,京都の文化芸術に対する理解と尊重の念が広まり,また深まることをめざす。

#### (2)伝統の継承と新たな創造活動の支援

伝統文化を保存・継承するとともに,新たなる文化芸術を未来に向けて 発展させてゆくために,芸術家及びその活動を支える人材の育成を図り, 文化芸術活動に結びついたまちづくりによって創造活動の支援を行う。

## (3)国際交流の促進

世界でも有数の文化芸術都市のひとつである京都は,国内外との積極的な交流をとおして,世界的視野に立つ文化芸術の創造の持続と国際交流への貢献をめざす。

## (4) 文化芸術環境の向上

景観や文化財も含めて都市環境を保全しその質的な向上をはかり,新たな時代の流れの中でそれらを活用してゆくためのさまざまな方途をさぐる。また,京都の文化芸術を支える大学等との連携を強めるとともに,文化芸術施設の充実を図る。

## (5)産業との連携

京都の文化芸術は伝統産業との密接な関係に基づいて発展してきたが, 更に, 先端的産業, 観光産業との関係にも目を向けて, 一層の振興を図る。

#### 5 市及び市民の責務

文化芸術都市京都の創生は,京都市の施策展開のみによって実現するものではなく,京都の文化芸術の担い手である市民や企業等の主体的な参画・実践が不可欠である。

#### (1)市の責務

市は,文化芸術の担い手である市民と連携し,文化芸術都市京都の創生をめざすための施策を総合的な観点から策定し,その実施に努めること。

#### (2)市民の責務

すべての市民は,文化芸術の作り手であり,また受け手である。先人たちの努力によって,京都の文化芸術が日常生活の中で豊かに育まれてきたことを思い起こし,その関心をさらに深化させ,将来に引き継いでゆく必要がある。

#### 6 財政上の措置等

市は,文化芸術都市京都の創生をめざす施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるとともに,市民や企業等との共同負担による事業の実施など,従来の手法を超えた財源確保と施策の推進方法について検討する。

#### 7 具体的な施策について

## (1)日常生活における文化芸術の定着

くらしの文化の尊重

市は,京ことば,衣食住,宗教文化をはじめとする年中行事等,くらしの文化の尊重に努め,啓発活動,顕彰の実施その他必要な措置を講じる。

## 市民の文化芸術活動の充実

市は,高齢者,障害者,青少年をはじめ,すべての市民が文化芸術に

触れ,親しむために,鑑賞し体験し自ら発表する機会の充実,芸術家が 地域に出向き市民と交流する活動の促進その他の必要な措置を講じる。

#### 芸術教育の充実

市は,子供たちの文化芸術に対する感性を養い,表現力やコミュニケーションの能力を高めるために学校内外での芸術教育の充実を図るとともに,鑑賞や体験の機会の拡充その他必要な措置を講じる。

#### (2)伝統の継承と新たな創造活動の支援

伝統文化の保存・継承

市は,京都が培ってきた伝統文化とそれを支える技術の保存・継承に 努め,新たな発展・創造を図るとともに,より多くの人々が伝統文化を 体験する企画その他の必要な措置を講じる。

#### 新たな芸術活動の支援

市は, さまざまな芸術分野の制作・発表活動の支援・顕彰, 芸術家や文化芸術活動の企画等を行う者の育成,分野間の触発・融合を目指す事業その他の必要な措置を講じる。

#### 芸術活動とまちづくりの融合

市は,市民や芸術関係者,NPOその他の民間団体が中心となり公共施設・遊休施設等を拠点に地域の特性に応じた文化芸術活動を企画・実行する取組を支援するなど,芸術活動がまちづくりと結びつき,相互の活性化が図られるよう必要な措置を講じる。

## (3)国際交流の促進

## 文化芸術交流の推進

市は,国内外からの芸術家を受け入れ,芸術を通じて市民との交流を 推進する事業,芸術家の海外派遣,国際的な芸術催事の開催その他必要 な措置を講じる。

#### 情報発信力の強化

市は,文化芸術に関する情報の収集・提供,市民や芸術家・団体等の

情報発信の支援その他必要な措置を講じる。

## (4) 文化芸術環境の向上

文化財の保護・活用

市は,文化財を保護するとともに,将来に向けて有効に活用していく ために,文化財保護や伝統行事に対する助成,文化財保護思想の普及啓 発その他必要な措置を講じる。

#### 景観の保全・再生

市は,自然・歴史的景観,町並み,景観上重要な建造物等を保全・再生し,将来の世代に継承するために建築物及び屋外広告物等の規制等必要な措置を講じる。

#### 文化芸術施設の充実

市は,文化芸術施設の充実を図るために,自主事業の展開,専門職員の配置・育成,市民のニーズや今日的な芸術の表現方法に対応する施設整備その他必要な措置を講じる。

#### 大学のまち京都の推進

市は,大学のまち京都の推進を図るとともに,文化芸術と学術との触発・融合を目指す事業その他必要な措置を講じる。

## (5)産業との連携

## 文化芸術と産業の連携

市は、文化芸術と産業との連携を強化し、相互の振興を図るとともに、文化芸術と産業の触発・融合を目指す事業その他必要な措置を講じる。

#### 観光産業との連携

市は,国内外の人々が京都の文化芸術を深く味わい,京都の魅力を体感できる体験型観光の推進,観光資源でもある文化芸術活動や文化芸術資源に関する情報の発信その他必要な措置を講じる。

#### 8 推進方法について

文化芸術都市京都の創生をめざす上では,市民,芸術家,企業,NPOその他の民間団体がそれぞれの立場から文化芸術活動を展開することが重要である。

#### (1)市民等の活動の尊重と支援・連携

市は,市民等の活動を支援し連携するために施設の提供や情報発信の支援,合同事業の開催,ボランティア活動の活性化その他必要な措置を講じる。

#### (2)市民参加による推進体制の整備

市は,市民,芸術家,企業等が施策について助言・提言・評価する機関を設置するとともに,施設の運営や事業の実行のための市民等による委員会の設置・充実その他必要な措置を講じる。

#### (3) 文化芸術施設間の連携

市は,市内の文化芸術施設間の情報交換や共同事業の検討を行う協議 会の設立その他必要な措置を講じる。

## 京都市文化芸術振興条例(仮称)策定協議会名簿

## 敬称略

顧問	梅原 猛	哲学者,国際日本文化研究センター顧問
会 長	上平 貢	京都市芸術文化協会理事長
副会長	中西 進	京都市立芸術大学学長
委 員	赤松 玉女	京都市立芸術大学美術学部助教授
委 員	池坊 由紀	華道家元池坊次期家元
委 員	井上八千代	京舞井上流家元
委 員	内山 武夫	前京都国立近代美術館長
委 員	柏原 康夫	株式会社京都銀行頭取
委 員	金井 秀子	京都市女性協会理事長
委 員	茂山七五三	大蔵流狂言師,京都能楽会理事長
委 員	鈴木千鶴子	京都市教育委員会委員
委 員	千 宗室	茶道裏千家家元、京都芸術センター館長
委 員	常森 壽子	京都市立芸術大学音楽学部教授
委 員	富永 茂樹	京都大学人文科学研究所教授
委 員	永田 和宏	歌人,京都大学再生医科学研究所教授
委 員	中村 弘子	千家十職塗師宗哲十二代(平成17年11月5日逝去)
委 員	福西 惟次	市民公募委員
委 員	村井 康彦	京都市美術館長
委 員	村田(純一	京都商工会議所会頭
委 員	湯下 秀樹	市民公募委員
委 員	髙木 壽一	京都市副市長(平成16年度)
委 員	星川 茂一	京都市副市長(平成17年度)